

平成21年11月30日の公表後、奥多摩町、大島町、神津島村から、平成19年度決算に基づく健全化判断比率の修正報告があったため、別紙1「平成20年度決算に基づく健全化判断比率一覧表(市町村分)」を修正しました。

平成21年11月30日
総務局

平成20年度決算に基づく都内区市町村等の健全化判断比率等の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第4項及び同法第22条第3項の規定に基づき、都内区市町村等(62区市町村及び公営企業会計を有する一部事務組合(資金不足比率のみ))の健全化判断比率等の概要を公表します。

1 健全化判断比率の概要

健全化判断比率が早期健全化基準に達した区市町村はありません

団体別の健全化判断比率については、別紙1をご覧ください。

(1) 実質赤字比率

全団体において、実質赤字額はありません。

(2) 連結実質赤字比率

全団体において、連結実質赤字額はありません。

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準25%以上の団体はありません。

なお、地方債の発行に許可を要する18%以上の団体は2団体です。

(19年度決算：3団体)

- ・特別区平均は、公債費の減などにより、前年度比1.5ポイントの減となりました。
- ・市町村平均は、公営企業への公債費に準ずる繰出金等の準元利償還金の減などにより、前年度比0.8ポイントの減となりました。

(4) 将来負担比率

早期健全化基準350%以上の団体はありません。

- ・特別区平均では、昨年度に引き続き将来負担比率はありませんでした。
- ・市町村平均は、地方債現在高の減などにより、前年度比7.1ポイントの減となりました。

2 資金不足比率の概要

資金不足比率が経営健全化基準に達した公営企業会計はありません

団体別の資金不足比率については、別紙2をご覧ください。

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。対象となる会計数は69です。

3 総括

都内区市町村においては、昨年度に引き続き、いずれの指標についても早期健全化基準を下回る結果となりました。

しかし、昨年秋以降の景気低迷に伴う税収の大幅な減少がある中で、少子高齢化等による社会保障関係経費の増加、公共施設の更新などへの対応も求められており、今後指標が悪化する恐れがあります。

そのため、今後とも各区市町村がこれらの指標に基づき、地方公営企業や土地開発公社及び第三セクター等の経営状況を含めた団体全体の財政状況を分析・把握し、財政の一層の健全化に向けて取り組んでいくことが重要です。

なお、特別区は地方交付税が都区合算で算定されているなど財政制度に特殊性を有しているため、これらの指標が必ずしも特別区の実態を正確に表しているとは言えません。

<問い合わせ先>

総務局行政部区政課

電話 03 - 5388 - 2424

総務局行政部市町村課

電話 03 - 5388 - 2432

< 参 考 >

【用語の定義】

実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等(市区町村)】

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25% ~ 15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25% ~ 20%	40%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	

3年間(平成21~23年度)の経過的な基準(40% 40% 35%)を設けており、経過措置期間終了後の財政再生基準は30%となる。

平成20年度決算に基づく健全化判断比率一覧表(特別区分)

(単位：%)

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度
千代田区					3.4	3.7		
中央区					4.3	6.2		
港区					0.6	2.4		
新宿区					2.0	3.8		
文京区					2.6	4.1		
台東区					6.9	8.2		
墨田区					3.5	5.1		7.7
江東区					0.3	1.7		
品川区					1.6	3.2		
目黒区					9.3	10.9		2.8
大田区					5.0	7.3		
世田谷区					2.7	4.9		
渋谷区					1.3	2.6		
中野区					3.7	5.1		
杉並区					1.2	3.4		
豊島区					8.4	10.0		8.9
北区					2.5	4.7		
荒川区					5.2	6.1		
板橋区					2.9	4.3		
練馬区					4.4	6.2		
足立区					4.8	6.5		
葛飾区					10.3	8.2		
江戸川区					-0.5	1.7		
特別区平均					3.6	5.1		

- 【備考】 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率がない場合は、「-」と表記している。
 2 平均値は加重平均である。
 3 平成19年度決算に基づく健全化判断比率を修正し、議会へ報告・公表している場合には、比率の横に「*」を付している。

平成20年度決算に基づく健全化判断比率一覧表(市町村分)

(単位：%)

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度
八王子市	-	-	-	-	4.3	5.8	17.7	25.5
立川市	-	-	-	-	7.6	8.4	21.8	22.1
武蔵野市	-	-	-	-	2.1	2.9 *	-	-
三鷹市	-	-	-	-	6.2	7.5	42.2	51.8
青梅市	-	-	-	-	6.3	6.1	-	-
府中市	-	-	-	-	7.6	7.9	-	-
昭島市	-	-	-	-	3.4	3.4	27.0	27.6
調布市	-	-	-	-	7.9	9.0	30.0	35.7
町田市	-	-	-	-	3.4	4.6	-	-
小金井市	-	-	-	-	7.0	7.4	55.6	57.4
小平市	-	-	-	-	4.0	4.7	6.3	18.3
日野市	-	-	-	-	1.0	0.8	1.9	-
東村山市	-	-	-	-	6.7	7.1	104.7	96.5
国分寺市	-	-	-	-	9.8	9.5	39.2	69.0
国立市	-	-	-	-	5.2	6.0	52.3	68.5
福生市	-	-	-	-	3.5	4.7	81.9	74.8
狛江市	-	-	-	-	8.8	9.5	85.5	99.6
東大和市	-	-	-	-	4.2	5.8	101.4	126.2
清瀬市	-	-	-	-	5.0	4.8	80.9	90.8
東久留米市	-	-	-	-	6.6	7.1	64.1	82.1
武蔵村山市	-	-	-	-	1.0	1.6	-	- *
多摩市	-	-	-	-	0.8	4.5	-	-
稲城市	-	-	-	-	3.8	4.5	-	1.4
羽村市	-	-	-	-	4.9	5.1	12.4	9.4
あきる野市	-	-	-	-	9.8	9.5	123.8	140.6
西東京市	-	-	-	-	3.7	4.1	29.3	35.4
瑞穂町	-	-	-	-	3.4	5.5	-	-
日の出町	-	-	-	-	10.6	11.2	110.2	140.3
檜原村	-	-	-	-	7.5	7.3	-	-
奥多摩町	-	-	-	-	18.2	19.1	101.5	128.9 *
大島町	-	-	-	-	16.3	15.7	172.8	182.0 *
利島村	-	-	-	-	18.2	20.4	-	-
新島村	-	-	-	-	6.5	4.8	-	- *
神津島村	-	-	-	-	7.1	10.0	9.4	49.6 *
三宅村	-	-	-	-	15.8	17.9	38.3	54.8
御蔵島村	-	-	-	-	6.7	7.6	-	-
八丈町	-	-	-	-	8.9	8.4	22.0	81.0
青ヶ島村	-	-	-	-	15.1	18.2	-	-
小笠原村	-	-	-	-	14.1	14.5	115.2	128.7
市町村平均	-	-	-	-	5.2	6.0	18.0	25.2
市平均	-	-	-	-	5.0	5.9	17.6	24.2
町村平均	-	-	-	-	9.7	10.6	31.8	56.8

- 【備考】 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率がない場合は、「-」と表記している。
 2 平均値は加重平均である。
 3 平成19年度決算に基づく健全化判断比率を修正し、議会へ報告・公表している場合には、比率の横に「*」を付している。

平成20年度決算に基づく資金不足比率一覧表

(単位：%)

団体名	特別会計の名称	資金不足比率		団体名	特別会計の名称	資金不足比率	
		20年度	19年度			20年度	19年度
八王子市	下水道事業会計			あきる野市	下水道事業会計		
立川市	下水道事業会計			西東京市	下水道事業会計		
武蔵野市	水道事業会計			瑞穂町	下水道事業会計		
武蔵野市	下水道事業会計			日の出町	下水道事業会計		
三鷹市	下水道事業会計			檜原村	簡易水道事業会計		
青梅市	病院事業会計			檜原村	下水道事業会計		
青梅市	下水道事業会計			奥多摩町	水道事業会計		
府中市	下水道事業会計			奥多摩町	病院事業会計		
昭島市	水道事業会計			奥多摩町	下水道事業会計		
昭島市	下水道事業会計			大島町	水道事業会計		
昭島市	中神土地区画整理事業会計			利島村	簡易水道事業会計		
調布市	下水道事業会計			利島村	合併処理浄化槽事業会計		
町田市	町田市病院事業会計			新島村	簡易水道事業会計		
町田市	下水道事業会計			新島村	と畜場事業会計		
町田市	忠生地区土地区画整理事業会計			新島村	下水道事業会計		
小金井市	下水道事業会計			神津島村	簡易水道事業会計		
小平市	下水道事業会計			神津島村	農業集落排水事業会計		
日野市	市立病院事業会計			三宅村	旅客自動車運送事業会計		
日野市	下水道事業会計			三宅村	建材事業会計		
東村山市	下水道事業会計			三宅村	簡易水道事業会計		
国分寺市	下水道事業会計			御蔵島村	簡易水道事業会計		
国立市	下水道事業会計			御蔵島村	観光施設事業会計		
福生市	下水道事業会計			八丈町	水道事業会計		
狛江市	下水道事業会計			八丈町	一般旅客自動車運送事業会計		
東大和市	下水道事業会計			八丈町	病院事業会計		
東大和市	土地区画整理事業会計			青ヶ島村	簡易水道事業会計		
清瀬市	下水道事業会計			青ヶ島村	合併処理浄化槽事業会計		
東久留米市	下水道事業会計			小笠原村	簡易水道事業会計		
武蔵村山市	下水道事業会計			小笠原村	浄化槽事業会計		
武蔵村山市	都市核地区土地区画整理事業会計			特別区競馬組合	特別区競馬組合一般会計		
多摩市	下水道事業会計			阿伎留病院組合	病院事業会計		
稲城市	病院事業会計			昭和病院組合	病院事業会計		
稲城市	下水道事業会計			青梅、羽村地区工業用水道企業団	工業用水道事業会計		
羽村市	水道事業会計			福生病院組合	病院事業会計		
羽村市	下水道事業会計						

【備考】 全ての会計において資金不足額がないため、「-」と表記している。